

# パウ新安城店

## 大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

### 届出概要

7月末に開店したパウ新安城店の西の出入口を国道1号線沿いに移設する。(法第6条第2項)

### 届出事項

1	届出年月日		平成16年6月3日	
2	店舗名称		パウ新安城店	
	店舗所在地		安城市東栄町1-50-5ほか7筆	
3	変更をする日		平成16年6月4日	
4	届出事項	変更前	変更後	
(1)	設置者	名称	東洋産業株式会社	変更前に同じ
		代表者	代表取締役 伊藤 隆	同
		住所	安城市東栄町3-1-8	同
		備考	なし	同
	小売業者	名称	株式会社ドン・キホーテ	同
		代表者	代表取締役 安田 隆夫	同
		住所	東京都江戸川区北葛西4-14-1	同
(2)	店舗面積	3,060 m <sup>2</sup>	同	
	位置	別紙図面のとおり	同	
(3)	駐車	台数	187 台	同
		位置	別紙図面のとおり	同
	駐輪	台数	132 台	同
		位置	別紙図面のとおり	同
	荷捌	面積	207.3 m <sup>2</sup>	同
		位置	別紙図面のとおり	同
(4)	営業	開店時間	24時間営業	同
		閉店時間	24時間営業	同
	駐車場利用時間帯	24時間	同	
	駐車場	出入口数	2箇所	同
		出入口位置	別紙図面のとおり	別紙図面のとおり
	荷捌時間帯	午前6時から午後10時まで	変更前に同じ	
	業態	総合店		
用途地域	近隣商業地域			
参考	平成15年11月28日 新設の届出 平成16年 7月29日 開店			

### 施設の配置及び運営方法関連事項

1 駐車需用の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保

ア 指針による算出

店舗面積	日來客数原単位	ピーク率	駅からの距離 (商業系地域の 場合)	自動車分担率	平均乗車人員	平均駐車時間 係数	指針必要台数
3,060 m <sup>2</sup>	1008.2138	15.70%	300 m	60.00%	2.00 人	0.78	113 台

総駐車場台数	従業員等駐車場台数	付帯施設駐車場台数	=	来客用駐車場台数	評価
187 台	0台	0台	=	187 台	

# パウ新安城店

## 駐車場の位置及び構造等

1 平面自走ハレター-無 2箇所	2 平面自走ハレター-有 0箇所	3 機械式駐車場 0箇所	4 共用駐車場数 0箇所	ピーク1hの来台車数 145台
---------------------	---------------------	-----------------	-----------------	--------------------

## ア 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

種別	1	収容台数	187台	歩行者導線	非分離	騒音配慮	なし	排ガス配慮	なし		
	出入口数	道路種別	道路幅員	予測来台車	交差点距離	住宅前出入口	左折入庫	左折出庫	駐車待スペース	判定	
駐車場	東	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	南	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	北	2箇所	国道	15m	926	250m	0箇所	中央分離帯	中央分離帯	55m	-
警備員の配置		1年を通して混雑する時期のみ配備									

評価	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理

市町村意見の概要	対応
国道1号線の渋滞や違法駐車を減らすために、駐車場の台数を増やしていただきたい。	店舗開店後、従業員用併用臨時駐車場を50台（うち従業員用11台）を確保するとともに誘導員を配置し対応してきたが、予想を超えた来店があったため、駐車場の有効活用、繁忙時間帯における誘導員の配置等を見直し、更なる臨時駐車場を検討しており交渉中である。

住民等の意見の概要	対応
意見なし	-

名古屋国道事務所意見の概要	対応
当該乗入口が国道1号線の交通安全を阻害した時、また、恒常的な渋滞を誘発したときは対策工を施すこと。	継続的に駐車場の確保の検討を行い、交通整理体制の充実を図り渋滞対策を行います。

県の意見に至る考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の届出は、店舗設置時における安城市及び地域住民の要望に応えた変更である。また、市の意見に対する設置者の対応は適切であると考えます。</li> <li>しかしながら、当該店舗は、出店後において恒常的（日曜等）に交通渋滞が起きており、新設の届け出時における交通対応策の予測と乖離が生じている。</li> <li>従って、設置者に対して、より一層の臨時駐車場の確保をはじめとする交通渋滞の緩和策を求める必要があり、法第10条（生活環境の保持の配慮）に基づく、改善指導を別途実施する。</li> </ul>

県の意見案
意見なし